

東京都社会福祉協議会「学齢期までを見据えた子ども・子育て支援の構築」について

目的

「子ども・子育て支援新制度」の平成27年度からの本格施行を見据えて、保育所待機児問題に引き続き取組みつつ、東社協のネットワークを活かして就学前から学齢期までの連続した子ども・子育て支援の構築をめざす。

東社協のネットワークを活かした重点的な3つの取組み

以下の3つのプロジェクト・情報交換会を設置する取組みを「子ども・子育て支援新制度プロジェクト」と総称し、相互に連携しながら取組みをすすめる。

1 「子ども・子育て支援マネジメントシステム」検討プロジェクト

就学前から学齢期までの連続した相談支援・情報提供のしくみを構築するため、就学前から学齢期までの子ども・子育て支援マネジメントシステムを検討し、その手引書の作成や普及に取り組む。

2 就学前の子ども・子育て分野情報交換会

「子ども・子育て支援新制度」に向けた就学前の保育サービス（認可保育所、認可外保育所、認定こども園等）における課題、幼児教育機関との連携に関する情報交換を行い、関係機関が連携した取組みを推進する。

3 学齢期子ども・子育て支援プロジェクト

就学前から学齢期への継続した子ども・子育て支援のしくみの構築をめざし、保育所と放課後児童クラブ（学童クラブ）との連携をすすめることをはじめとした取組みを推進する。

1 「子ども・子育て支援マネジメントシステム」検討プロジェクト

就学前 就学 学齢期

「子ども・子育て支援マネジメントシステム」とは…
保育サービスの利用支援にとどまらず、また、要保護家庭に至らない層を対象とした就学前から学齢期までの連続した相談支援・情報提供、地域支援のしくみ

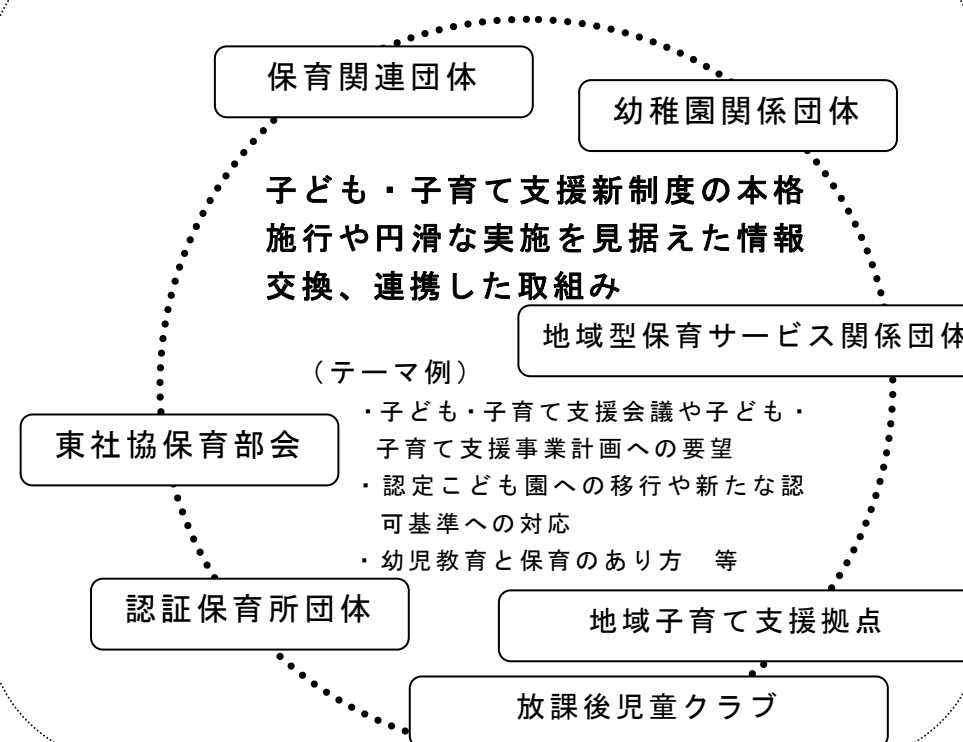
しくみのイメージ

市町村が実施する「子ども・子育て支援事業」に法定化された「地域子育て支援拠点事業」を活用し、個々の家庭の状況に応じて、就学前から学齢期（～18歳）までの切れ目のない相談支援・情報提供や地域支援を担う。

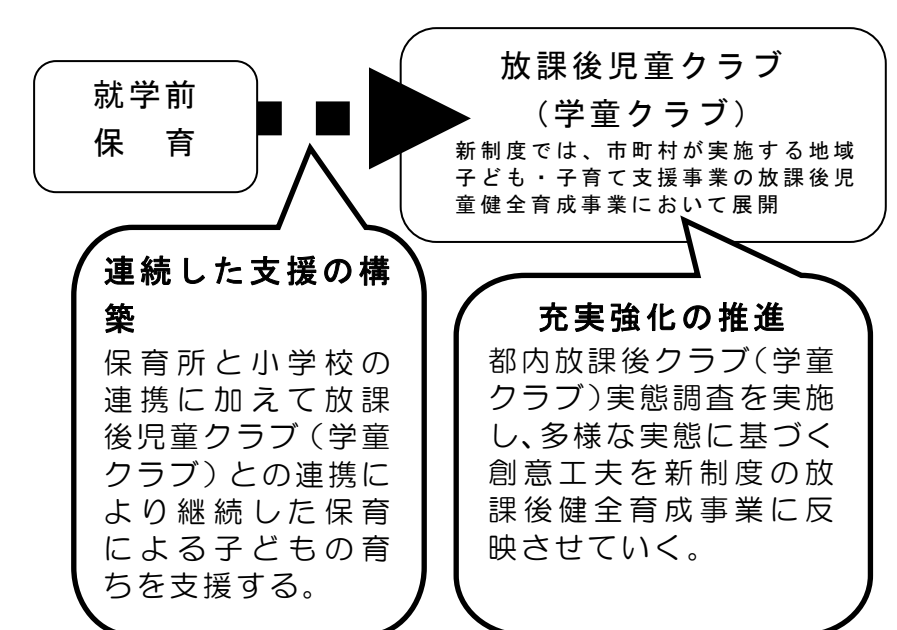
プロジェクトの取組み方策

プロジェクトにおいて、さまざまな実践事例をもとにマネジメントシステムを構築するための区市町村向けの手引きを作成し、しくみの構築と展開を推進する。

2 就学前の子ども・子育て分野情報交換会

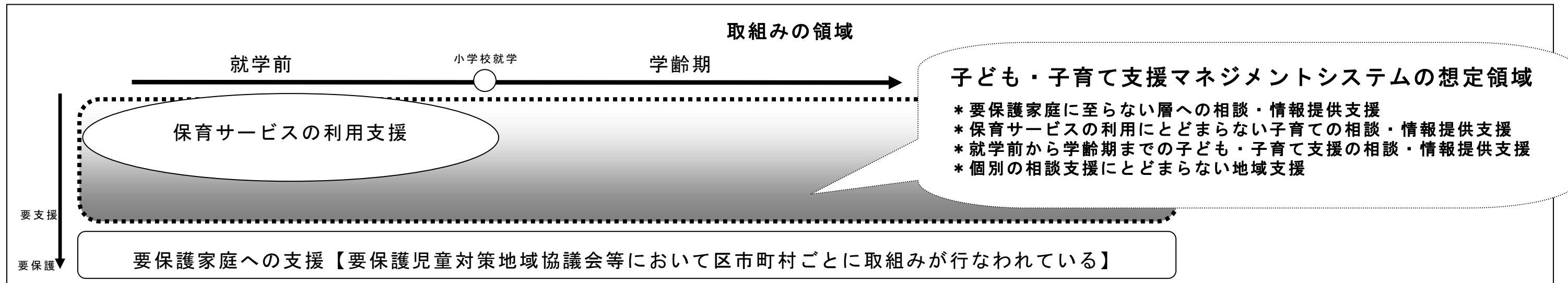


3 学齢期子ども・子育て支援プロジェクト



「子ども・子育て支援マネジメントシステム」検討プロジェクト

就学前から学齢期までの連続した相談支援・情報提供のしくみを構築するため、保育所待機児問題に対応する相談支援・情報提供の強化に取り組みながら、就学前から学齢期までの子ども・子育て支援マネジメントシステムを検討し、その手引書の作成や普及に取り組む。



＜区市町村による取組みのイメージ＞

地域の実情に応じて、以下の4つの機能を就学前から学齢期までの相談・情報提供支援として構築し、区市町村の窓口と地域子育て支援拠点等を重層的に活用して展開する。

① 保育サービスの利用支援

保育を必要とする場合の利用調整、利用可能な施設のあっせん・要請など

③ 保育サービスにとどまらないサービスのマネジメント

子育て家庭のニーズのアクセスメントと保育サービス以外の必要なサービスのコーディネート

② 就学前から学齢期までの支援を個別に情報提供

安心した子育てと子どもの育ちを支援するための学齢期までを見据えた総合的な情報提供など

④ 地域支援

地域の機関の連携や社会資源の開発、場の提供など

＜プロジェクトの展開イメージ＞

25 年度

◆プロジェクトの設置

◆地域子育て支援拠点ならびに子ども・子育て支援新制度を見据えた相談支援・情報提供体制に関する区市町村アンケートの実施

◆区市町村向け手引きの作成

26～27 年度

◆区市町村向け手引きに基づく取り組み

「子ども・子育て支援法」における位置づけ

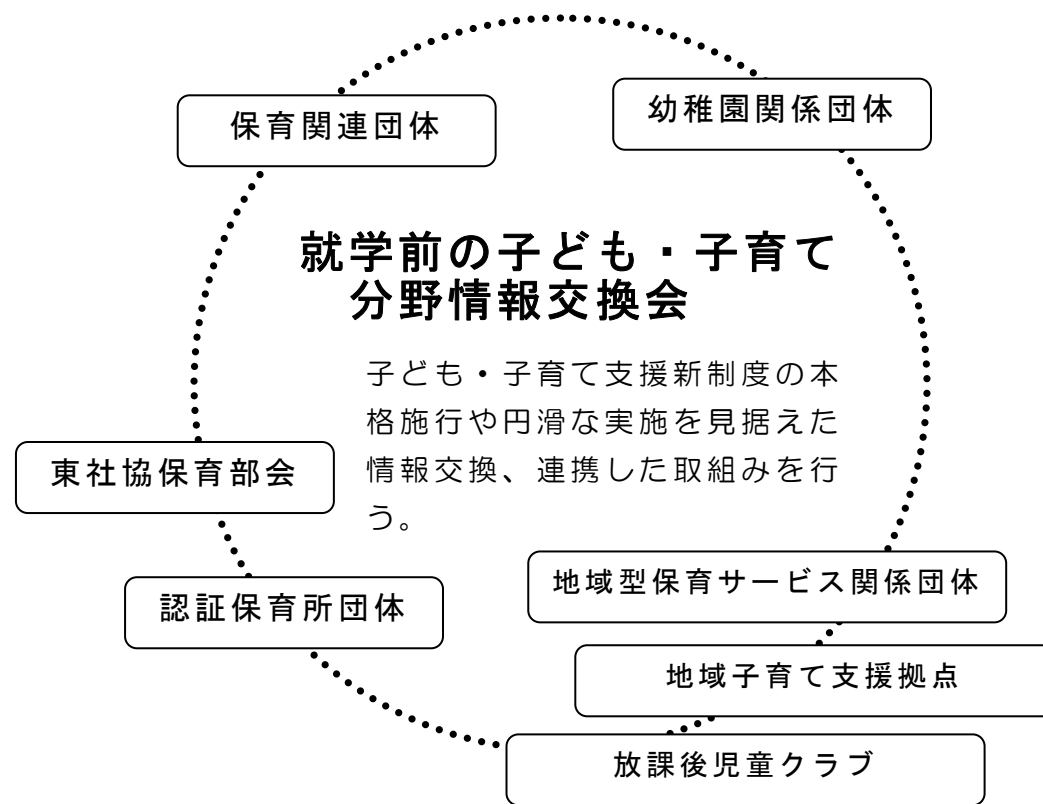
- (1) 市町村は、「子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行う」。
- (2) 「子ども」とは、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。
- (3) 市町村は、「地域子ども・子育て支援事業として、子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行う事業、…、地域子育て支援拠点事業を行う」。

地域子育て支援拠点事業

- (1) 「子ども・子育てビジョン」では、地域子育て支援拠点の中学校区に 1 か所の設置がめざされており、事業開始から 5 年が経過し、子ども・子育て支援法において、子育て家庭が子育て支援の給付・事業の中から適切な選択ができるよう、地域の身近な立場から情報の集約・提供を行う「利用者支援」が法定化された。
- (2) 平成 25 年度から機能別に「一般型」と利用者支援、地域支援を行う「地域機能強化型」に再編された。従事者には育児・保育等について相当の知識・経験を有し、地域の子育て事業や社会資源に精通する者 2 名以上、ただし、利用者支援を実施する場合には 3 名以上を位置づけている。
- (3) 東京都内では、平成 24 年 11 月現在、54 区市町村において地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）を実施している。

就学前の子ども・子育て分野情報交換会

「子ども・子育て支援新制度」に向けた就学前の保育サービス（認可保育所、認可外保育所、認定こども園等）における課題、幼児教育機関との連携、保育所待機児問題への対応に関する情報交換を行い、関係機関が連携した取組みを推進する。



＜情報交換会の取組みイメージ＞

- ＊平成 25 年度から情報交換会を開始し、平成 27 年度からの子ども・子育て支援新制度の本格施行を見据えた情報交換により課題の共有をすすめていく。
- ＊共有された課題の解決のために、多様な保育主体の連携による取組みをすすめ、将来的には常設の課題別連絡会に位置づけることをめざす。
- ＊多様な保育主体における共通課題の一つである保育人材の確保については、別の 3 か年事業「保育人材確保と保育のしごと啓発事業」により取組みをすすめる。

＜情報交換のテーマ例と新制度に向けた課題＞

	テーマ例	新制度	課題 ※以下は認可保育所における課題を中心に列举
1	子ども・子育て支援会議や子ども・子育て支援事業計画に向けた課題	＊市町村及び都道府県は 5 年を 1 期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画を定める。 ＊市町村は条例により、特定教育・保育施設の利用定員の設定について意見を聴く等のために「地方版子ども・子育て会議」を置くよう努める。	＊計画期間は 5 年となっており、その期間を見据えた新制度における地域の実情に応じた保育所等や区市町村の役割などの課題を整理していく必要がある。 ＊地方版子ども・子育て会議は努力規定となっており、着実な設置を求めていく必要がある。
2	認定こども園への移行	＊新たに認定こども園法に基づく単一の認可による幼保連携型を創設し、指導監督や給付の一本化を図る。 ＊幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人とし、既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけはないが、政策的に移行を促進する。 ＊幼稚園教諭と保育士資格を併有する保育教諭を配置する。	＊保育所においては、認定こども園への移行をすすめる保育所と保育所そのまま残る施設が並存する中で、幼稚園との連携も含めた取組が必要になってくる。
3	保育に関する認可制度の改善	＊認可制度を前提としながら、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できるよう、認可と同等の基準を満たす施設の認可をすすめる。	＊指定制は採用せずに認可制度の改善による拡大の制度となっており、東京における認証保育所の位置づけが今後の課題となっている。
4	施設型給付の創設と新たな利用手続き	＊施設型給付を新たに創設し、利用は市町村が客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定するしくみとする。 ＊市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的契約として、施設に応諾義務を課す。 ＊私立保育所は、市町村と利用者が契約し、私立保育に対して委託費を支払うしくみとする。	＊新たな制度への円滑な移行をすすめ、市町村の新たな役割が機能し、特別な支援を必要とする子どもの利用、やむをえない理由により保育を利用できない子どもの保育が課題となる。
5	地域型保育給付、地域子ども・子育て支援事業の創設	＊施設型給付に加え、「小規模保育」「家庭的保育」「居宅訪問型保育」「事業所内保育」を市町村による認可事業として地域型保育給付の対象とする。 ＊市町村が地域の実情に応じて実施する「放課後児童クラブ」「一時預かり」「子育て短期支援事業」など 13 の事業が地域子ども・子育て支援事業に位置づけられた。	＊多様な保育主体による地域型保育給付や子ども・子育て支援事業とのネットワークの形成や今後、地域で求められる認可保育所による積極的な事業展開が課題となる。

学齢期子ども・子育て支援プロジェクト

就学前から学齢期への継続した子ども・子育て支援のしくみの構築をめざし、保育所と放課後児童クラブ（学童クラブ）との連携をすすめることをはじめとした取組みを推進する。

<取組みにあたっての基本的な視点>

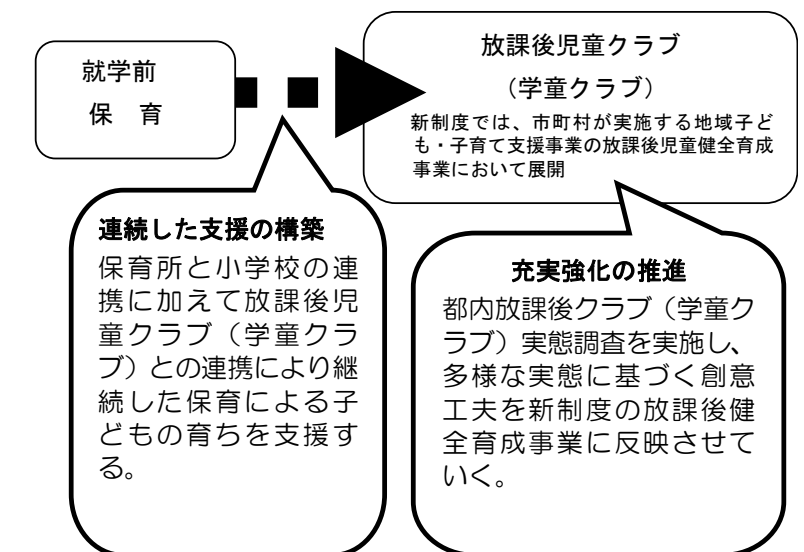
- (1) リーマン・ショック以降に急速に社会問題化した保育所待機児問題は、今後、定員を拡大した保育所利用層が就学年齢を迎えることにより、放課後児童クラブ（学童クラブ）の需要が拡大することが想定される。また、子ども・子育て支援新制度において。新たに地域子ども・子育て支援事業の一つに放課後事業クラブが位置づけられており、区市町村による充実強化が求められる。
- (2) 小一プロブレム（小一問題）が社会的な課題となっている。その対応方策として区市町村における保育所と小学校の連携をはじめとした「保幼小の連携」がすすめられているが、放課後児童クラブ（学童クラブ）との連携はまだ十分なものとはなっていない。そうした中、就学前からの継続した保育による子どもの発達への支援の観点から重要な課題となる。

<東京都内の放課後児童クラブ（学童クラブ）>

目的	保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る
根拠	児童福祉法第6条の3第2項、学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）実施要綱
制度開始	昭和38年度に都補助開始（法制化は平成10年）
対象児童	保護者が労働等により昼間家庭にいない、おおむね10歳未満の児童（1年生から3年生）（その他健全育成上指導を要する児童も可）
開設日数	年間250日（おおむね月曜日から金曜日まで）
開設時間	区市町村により異なるが、おおむね18時まで
設置場所	児童館、小学校（校庭・余裕教室）、空き店舗等
指導員	児童福祉施設最低基準第38条に基づく資格を有する者が望ましい（保育士・教員免許など）
利用料金	育成料とおやつ代（おおむね月5千円から8千円まで）
家庭との連絡	出欠席は「連絡帳」や保護者との連絡により、確認する
設置箇所数	1,717ヶ所（平成24年5月1日現在）
所管部署	（国）厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課健全育成係 （都）福祉保健局少子社会対策部家庭支援課子育て事業係

<子ども・子育て支援新制度（子ども・子育て支援法・児童福祉法改正）に伴う主な改正事項>

- * 小学生4年生以上を含む全ての小学生が対象となることを法定化した。
- * 設備・運営に関する基準を25年度中に国が定め、26年度半ばまでに市町村が条例を制定。
- * 事業開始前の届けや報告徴収、検査などの市町村の関与や市町村による情報収集を位置づけた。
- * 市町村が必要に応じて、学校の空き教室などの公有財産の貸付等を積極的に講ずることとした。
- * 市町村は「地域子ども・子育て支援事業計画」に提供体制の確保を定め、総合的・計画的に実施。



<プロジェクトの展開イメージ>

25年度

- ◆「都内放課後児童クラブ（学童クラブ）実態調査」の実施
- ◆実態調査に基づく課題整理

都内の放課後児童クラブ（学童クラブ）は区市町村ごとに多様な実施形態となっており、実態調査を通じてさまざまな創意工夫を把握し、その普及を図る。

26～27年度

- ◆学齢期子ども・子育て支援プロジェクトの設置

* 放課後児童クラブ（学童クラブ）関係者、保育所関係者、行政関係者等のメンバーにより設置する。

放課後児童クラブ（学童クラブ）の充実強化のための提言活動等に取り組むとともに、保育所と放課後児童クラブ（学童クラブ）との連携方策を検討する。また、学齢期の子ども・子育て支援のあり方全般を多様なメンバーで検討する。

平成 25 年度「学齢期までを見据えた子ども・子育て支援の構築」年間スケジュール

事業名		年度目標	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	「子ども・子育て支援マネジメントシステム」検討プロジェクト	平成 27 年度からの子ども・子育て支援新制度を見据えて、就学前から学齢期までの連続した情報支援と相談支援のマネジメントのあり方を検討し、東京都内の実情をふまえながら区市町村向けの手引きを作成する。	プロジェクトの設置準備		P J ①	区市町村アンケート		P J ②	報告書	P J ③	ヒアリング	区市町村向け手引きの作成			手引き
2	就学前の子ども・子育て分野情報交換会	平成 27 年度から子ども・子育て支援新制度を見据えて、待機児問題への対応に引き続き取組みつつ、多様な保育サービスの主体が制度施行に向けた課題を共有する。	情報交換会を設置し、随時、開催												
3	学齢期子ども・子育て支援プロジェクト	平成 26 年度に学齢期子ども・子育て支援プロジェクトを設置する準備として、放課後児童クラブ（学童保育）の充実強化ならびに就学前保育との連携の強化を視点として、平成 25 年度は東京都内における放課後児童クラブ（学童クラブ）の実態調査を実施し、それぞれの創意工夫を把握する。							放課後児童クラブ実態調査		報告書				